

議 第 8 号

義援金の差押禁止措置の恒久化を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
法 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

災害発生時において、住宅ローン等の債務を抱える被災者に対し、交付された義援金の差押えを禁止する措置を講ずるため、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、本年の大阪北部地震及び7月豪雨災害の際、その都度、各災害に対応する法律が、議員立法により制定されている。

同じく被災者に対して支給される被災者生活再建支援金と災害弔慰金については、東日本大震災の際に差押禁止が恒久化されているのに対し、義援金については、現状では災害の度に立法手続き等が必要となるため、国会閉会中であれば臨時国会召集等を待たざるを得ず、また必ず成立する保証もない。

近年、大災害が多発し今後も発生が懸念されることから、国民等の善意に基づいて自発的に拠出される義援金が、確実に被災者の迅速な生活再建に活用できるよう、一般法として差押禁止措置が法制化されることが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被災者の自ら使用できる資産を保全し、迅速な生活再建を支援するため、個々の立法手続きを行うことなく義援金の差押えが禁止されるよう、対象となる災害や義援金の範囲を明確化するなど法制化に向けた具体的な検討を行い、禁止措置の恒久化を図ることを強く要請する。